# ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告 (第1回)

# (日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット

# 目 次

#### 第1章 調査の概要

- 1 緒 言
- 2 本訪問調査の概要
- 3 主な訪問先の紹介
- (1) 最高裁長官 表敬訪問(弁護士矢部耕三)
- (2) ヤンゴン管区東地方裁判所訪問 (弁護士村田真一、弁護士高橋 淳)
- (3) 法務長官府訪問(弁護士矢部耕三)
- (4) 科学技術省〔副大臣〕表敬訪問 (弁護士矢部耕三)

《以上、本号》

### 第2章 個別報告

- 1 ワークショップ等の紹介及び解説
  - (1) 最高裁とのワークショップ報告 (弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文)
  - (2) 科学技術省とのワークショップ報告 (弁護士小松陽一郎、弁護士星 大介、弁護士古庄俊哉)

《以上が5月号予定》

- 2 ミャンマー税関における水際の現状と将来
- 3 日本企業の進出サポート
- (1) JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等(弁護士重富貴光)
- (2) JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等 (弁護士松井真一、弁護士山本 匡、弁護士長谷川良和)
- (3) ミャンマー進出企業の視点より(弁護士三尾美枝子)

#### 第3章 総 括

- 1 ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況(熊谷健一教授)
- 2 日本政府としての今後の取組みの方向性(熊谷健一教授)
- 3 弁護士知財ネットとしての今後の取組み (弁護士小松陽一郎)
- 4 日弁連知財センターとしての今後の取組み(弁護士宮川美津子)

《以上が6月号予定》

# 第1章 調査の概要

#### 1 緒 言

(日弁連知的財産センター副委員長宮川美津子、弁護士知財ネット理事長小松陽一郎)

## (1) 合同訪問の実施

日弁連知的財産センター(以下「知財センター」という。)では、弁護士知財ネット(以下「知財ネット」という。)と連携し $^1$ 、平成28年(2016年)2月7日から12日まで、ミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という。 $^2$ )の首都ネピドー $^3$ と前首都ヤンゴンとを訪問し、同国における知的財産法制(以下「知的財産」を「知財」と略記することもある。)の法整備の進捗状況や、知財制度の構築にむけた準備作業の現状および検討過程にある実務の方向性を調査した $^4$ 。

#### (2) ミャンマー知財の現状

ミャンマーにおいては、2015年暮れの総選挙の結果を受けて2016年2月に招集された国会において、商標法、意匠法、特許法及び著作権法 $^5$ のいわゆる知的財産四法案が審理されているところであり、また商標法や意匠法等の成立・施行に伴い、出願の審査・登録を担当することとなる知的財産庁 $^6$ も創設される予定である(現行の知的財産法や関係組織の有り様

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)は、約3万7700人の会員弁護士を擁し、知的財産法分野の専門委員会として日弁連知財センターが組織されている。同センターには、知財法分野の実務経験等が豊富な弁護士が約80名所属し、日弁連における知的財産法関係事項を所掌している。知財ネットは、知財センターに戦略本部的機能が期待されるとした場合、その施策を全国あるいは世界各地で実行に移すべく組織された知財分野を取り扱う全国規模の知財弁護士組織であり、国内外に約1000名の会員を擁する。知財ネットは、知財センターの活動を機動的にサポートするグローバルな別働隊ともいえ、同センターと平仄を合わせて活動をしている。

<sup>2</sup> 人口約5100万人。ビルマ族が多くを占めているが、少数民族も多く、対立もある。言語はミャンマー語。ASEAN(10か国)加盟国。主要産業は資源輸出と農業。仏教等が多数。親日国。2015年(平成27年)秋の総選挙でアウン・サン・スー・チー氏が率いる国民民主連盟(NLD)が圧勝して、軍の影響の濃い与党・連邦団結発展党(USDP)からの政権交代を実現した。軍部も選挙結果を承認するとして、平穏のうちに2016年(平成28年)3月15日、文民の大統領ティン・チョー氏が選出され、新政権が誕生した。ミャンマー国情等の詳細は、本連載に先立つ本誌3月号に本訪問団の一員である甲斐史朗弁護士(ヤンゴン在住)とJETROヤンゴン事務所の山岡寛和所長の論攷を参照されたい。

<sup>3 2006</sup>年に首都が、国防上の理由等から内陸部のネピドーに移された。ネピドーは、北海道的な広大な土地を開拓して作られた都市であり、中央省庁が原野に点在し、その間をほとんど車両の通行や人通りもない片側数車線の幅広の道路〔国会前は、片側10車線〕が繋いでいる。中央省庁に勤務する者の居住ゾーンはあるものの、民衆の生活感はあまり感じられない。ミャンマー人にとっての生活や文化の首都は、いまだヤンゴンにあるように思われる。ちなみに、ヤンゴン、ネピドー間は、飛行機で50分程度であり、その距離感は、日本でいえば大阪と名古屋間ぐらいのイメージであろうか。

<sup>4</sup> 前回の合同調査は、2014年11月に実施したインドネシア訪問であり、その時の報告は、本誌2015年 1月号~3月号に連載されている。

<sup>5</sup> 著作権法については、1911年に制定された著作権法を修正して適用する内容の1914年制定の著作権 法が存在しているが、ミャンマー国内の著作物を保護する建て付けとなっており、外国著作物を保護 する規定はない。

<sup>6</sup> 所管事項には、著作権等の産業財産権以外の知財も含まれるようであり、「特許庁」というよりは、より広義に「知的財産庁」という用語が適切である。